

就業中のみの傷害危険補償（事業主・役員・従業員）特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償（M S & A D型）特約「用語の説明」、傷害補償（標準型）特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。（50音順）

| 用語 | 説明 |
|-------------|--|
| き 企業等 | 被保険者が所属する組織または被保険者と雇用関係のある事業主をいいます。 |
| し 傷害補償特約 | 傷害補償（M S & A D型）特約または傷害補償（標準型）特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。 |
| つ 通勤途上 | 被保険者が、住居と就業の場所との間を、合理的な経路および方法により往復している間にいい。被保険者が、往復の経路を逸脱した場合または往復を中断した場合においては、その逸脱または中断の間およびその後の往復の間は通勤途上とはみなしません。ただし、その逸脱または中断が、日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、その逸脱または中断の間を除き、その後の往復の間は通勤途上とみなします。 |
| や 役員等 | 企業等の役員または事業主をいいます。 |

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、傷害補償特約第1条（保険金を支払う場合）（1）の傷害のうち、被保険者が被った次の傷害に限り、傷害補償特約および普通保険約款の規定に従い、傷害保険金を支払います。

- ① 被保険者が役員等以外の者である場合は、その職業または職務に従事している間（注1）に被った傷害
- ② 被保険者が役員等である場合は、次のいずれかに該当する間に被った傷害
 - ア、被保険者が役員等としての職務に従事している間（注2）で、かつ、次のいずれかに該当する間
 - (ア) 企業等の就業規則等に定められた正規の就業時間中（注3）
 - (イ) 企業等の施設内にいる間および企業等の施設と企業等の他の施設との間を合理的な経路および方法により往復する間
 - (ウ) 取引先との契約、会議（注4）などのために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または企業等との間を合理的な経路および方法により往復する間
 - イ、被保険者に対し労災保険法等（注5）による給付が決定される傷害が発生した時の職務従事中および通勤中
- (注1) その職業または職務に従事している間には、通勤途上を含みます。
- (注2) 職務に従事している間には、通勤途上を含みます。
- (注3) 就業時間中には、被保険者の休暇中を含みません。
- (注4) 会議には、会食を主な目的とするものを含みません。
- (注5) 労災保険法等とは、日本国労働災害補償法令をいいます。

第2条（家族型への変更に関する特約が適用される場合の取扱い）

この保険契約に家族型への変更に関する特約が適用される場合には、「用語の説明」および第1条（保険金を支払う場合）の規定中「被保険者」とあるのは「家族型への変更に関する特約「用語の説明」に規定する本人」と読み替えて適用します。

第3条（夫婦型への変更に関する特約が適用される場合の取扱い）

この保険契約に夫婦型への変更に関する特約が適用される場合には、「用語の説明」および第1条（保険金を支払う場合）の規定中「被保険者」とあるのは「夫婦型への変更に関する特約「用語の説明」に規定する本人」と読み替えて適用します。

第4条（配偶者対象外型への変更に関する特約が適用される場合の取扱い）

この保険契約に配偶者対象外型への変更に関する特約が適用される場合には、「用語の説明」および第1条（保険金を支払う場合）の規定中「被保険者」とあるのは「配偶者対象外型への変更に関する特約「用語の説明」に規定する本人」と読み替えて適用します。

第5条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、傷害補償特約および普通保険約款の規定を準用します。

交通事故危険のみ補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償（M S & A D型）特約「用語の説明」、傷害補償（標準型）特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。（50音順）

| 用語 | 説明 |
|----------|-------------------------------|
| う 運行中 | 交通乗用具が通常の目的に従って使用されている間をいいます。 |

| 用語 | 説明 | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---|----|-------|----------------|---|---------------|--|-------|--|--------|--|---------|---|
| き 競技等 | 競技、競争、興行（注1）、訓練（注2）または試運転（注3）をいいます。 (注1) 競技、競争、興行には、いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 訓練には、自動車等の運転資格を取得するための訓練を含みません。 (注3) 試運転とは、性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。 | | | | | | | | | | | | |
| こ 工作用自動車 | 建築工事、土木工事、農耕等の作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいいます。 | | | | | | | | | | | | |
| こ 交通乗用具 | 次のいずれかに該当するものをいいます。 <table border="1" style="width: 100%;"><tr><th>分類</th><th>交通乗用具</th></tr><tr><td>軌道上を走行する陸上の乗用具</td><td>汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いすゞリフト、ガイドウェイバス（注1） なお、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトゥ、ティーパーリフト等座席装置のないリフト等は含みません。</td></tr><tr><td>軌道を有しない陸上の乗用具</td><td>自動車（注2）、原動機付自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ペビーカー、歩行補助車（注3） なお、作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード（注4）、シルバーー等は含みません。</td></tr><tr><td>空の乗用具</td><td>航空機（飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機（注5）、ジャイロプレーン） なお、ハンググライダー、気球、パラシュート等は含みません。</td></tr><tr><td>水上の乗用具</td><td>船舶（注6） なお、幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は含みません。</td></tr><tr><td>その他の乗用具</td><td>エレベーター、エスカレーター、動く歩道 なお、立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された装置等は含みません。</td></tr></table> | 分類 | 交通乗用具 | 軌道上を走行する陸上の乗用具 | 汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いすゞリフト、ガイドウェイバス（注1） なお、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトゥ、ティーパーリフト等座席装置のないリフト等は含みません。 | 軌道を有しない陸上の乗用具 | 自動車（注2）、原動機付自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ペビーカー、歩行補助車（注3） なお、作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード（注4）、シルバーー等は含みません。 | 空の乗用具 | 航空機（飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機（注5）、ジャイロプレーン） なお、ハンググライダー、気球、パラシュート等は含みません。 | 水上の乗用具 | 船舶（注6） なお、幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は含みません。 | その他の乗用具 | エレベーター、エスカレーター、動く歩道 なお、立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された装置等は含みません。 |
| 分類 | 交通乗用具 | | | | | | | | | | | | |
| 軌道上を走行する陸上の乗用具 | 汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いすゞリフト、ガイドウェイバス（注1） なお、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトゥ、ティーパーリフト等座席装置のないリフト等は含みません。 | | | | | | | | | | | | |
| 軌道を有しない陸上の乗用具 | 自動車（注2）、原動機付自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ペビーカー、歩行補助車（注3） なお、作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード（注4）、シルバーー等は含みません。 | | | | | | | | | | | | |
| 空の乗用具 | 航空機（飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機（注5）、ジャイロプレーン） なお、ハンググライダー、気球、パラシュート等は含みません。 | | | | | | | | | | | | |
| 水上の乗用具 | 船舶（注6） なお、幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は含みません。 | | | | | | | | | | | | |
| その他の乗用具 | エレベーター、エスカレーター、動く歩道 なお、立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された装置等は含みません。 | | | | | | | | | | | | |
| し 傷害補償特約 | 傷害補償（M S & A D型）特約または傷害補償（標準型）特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。 | | | | | | | | | | | | |

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、傷害補償特約第1条（保険金を支払う場合）（1）の傷害のうち、被保険者がその身体に被った次のいずれかに該当する傷害に限り、この特約、傷害補償特約および普通保険約款の規定に従い、傷害保険金を支払います。

- ① 運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具（注1）との衝突、接触等の交通事故または運行中の交通乗用具（注1）の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故によって被った傷害
- ② 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内（注2）に搭乗している被保険者（注3）または乗客（注4）として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内（注5）にいる被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害
- ③ 道路通行中の被保険者が、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突、接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故によって被った傷害
- ④ 被保険者が交通乗用具（注1）の火災によって被った傷害
 - (注1) 交通乗用具には、これに積載されているものを含みます。
 - (注2) 正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所は含みません。
 - (注3) 搭乗している被保険者には、極めて異常かつ危険な方法で搭乗している者は含みません。
 - (注4) 乗客には、入場客を含みます。

(注5) 乗降場構内とは、改札口の内側をいいます。

第2条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当社は、傷害補償特約第2条（保険金を支払わない場合－その1）のほか、被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被った傷害に対しても、傷害保険金を支払いません。ただし、傷害保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

① 被保険者が次のいずれかに該当する間

ア、交通乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウ、に該当する場合を除き、軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害保険金を支払います。

イ、交通乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により交通乗用具を使用している間。ただし、下記ウ、に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間については、傷害保険金を支払います。

ウ、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間

② 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間

③ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（注1）以外の航空機を被保険者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間

④ 被保険者が次に掲げる航空機のいずれかに搭乗している間

ア、グライダー

イ、飛行船

ウ、超軽量動力機

エ、ジャイロプレーン

(2) 当社は、被保険者が職務として次に掲げる作業のいずれかに従事中にその作業に直接起因する事故によって被った傷害に対しては、傷害保険金を支払いません。ただし、傷害保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

① 交通乗用具への荷物等（注2）の積込み作業、交通乗用具からの荷物等（注2）の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等（注2）の整理作業

② 交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業

（注1）航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機は、定期便であると不定期便であると聞いていません。

（注2）荷物等とは、荷物、貨物等をいいます。

第3条 (傷害補償特約の不適用)

傷害補償特約第3条（保険金を支払わない場合－その2）の規定は適用しません。

第4条 (傷害補償（標準型）特約の不適用)

傷害補償（標準型）特約第10条（契約後に通知いただく事項－通知義務）および第12条（保険料の返還または追加保険料の請求－通知義務の場合）の規定は適用しません。

第5条 (被保険者の範囲に関する特約の不適用)

この保険契約に、傷害補償（標準型）特約および家族型への変更に関する特約、夫婦型への変更に関する特約または配偶者対象外型への変更に関する特約のいずれかの特約が適用される場合は、家族型への変更に関する特約第3条（保険金を支払わない場合）、夫婦型への変更に関する特約第3条（保険金を支払わない場合）および配偶者対象外型への変更に関する特約第3条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

第6条 (準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、傷害補償特約および普通保険約款の規定を準用します。

自転車搭乗中等のみ補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償（MS & AD型）特約「用語の説明」、傷害補償（標準型）特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。（50音順）

| 用語 | 説明 |
|----------|--|
| し 自転車 | ペダルまたはハンド・クラングを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車（注1）およびその付属品（注2）をいいます。 (注1) 2輪以上の車には、レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を含みません。 (注2) 付属品には、積載物を含みます。 |
| 傷害補償特約 | 傷害補償（MS & AD型）特約または傷害補償（標準型）特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。 |